

監 査 結 果 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第4項及び第7項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成23年2月25日

奈良県監査委員	谷 川 正 嗣
同	南 田 昭 典
同	井 岡 正 徳
同	高 柳 忠 夫

監 査 結 果 報 告 書

平成22監査年度 第2回

(平成22年11月～12月定期監査)

(平成23年1月財政的援助団体等監査)

平成23年2月

奈 良 県 監 査 委 員

目 次

第 1	定期監査 -----	1
1	監査の実施方針 -----	1
2	監査における重点事項 -----	1
3	監査実施期間 -----	1
4	監査対象機関 -----	2
5	監査の結果 -----	3
	(1) 部局別指摘事項等件数一覧 -----	3
	(2) 指摘等の内容 -----	4
	(3) 所属別一覧 -----	5
	ア. 本庁	
	まちづくり推進局 -----	5
	イ. 出先機関	
	知事公室 -----	5
	総務部 -----	5
	文化観光局 -----	6
	健康福祉部 -----	6
	こども家庭局 -----	6
	医療政策部 -----	6
	暮らし創造部 -----	7
	産業・雇用振興部 -----	7
	農林部 -----	7
	土木部 -----	7
	教育委員会 -----	9
	公安委員会 -----	11
第 2	財政的援助団体等監査 -----	13
1	監査の実施方針 -----	13
2	監査実施団体の概要及び監査の結果 -----	13
	公立大学法人奈良県立医科大学 -----	13
	財団法人奈良県中小企業支援センター -----	15
	財団法人なら・シルクロード博記念国際交流財団 -----	17
	財団法人奈良県暴力団追放県民センター -----	19
	財団法人奈良県交通遺児等援護会 -----	21
	社団法人奈良県肉用子牛価格安定基金協会 -----	23
	社団法人奈良県私学退職金資金社団 -----	25
	奈良県中小企業団体中央会 -----	26
	奈良県畜産農業協同組合連合会 -----	27
	関西美建・今西酒造グループ -----	28
	株式会社サンアメニティ -----	29

第1 定期監査

1 監査の実施方針

監査は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象として、これらが、法令、条例等の規定に沿って適正に行われているかどうか、経済性、効率性、有効性の観点から適切に行われているかを主眼として実施した。

2 監査における重点事項

監査を効率的に実施するため、22監査年度における監査重点項目は、次のとおりとした。

① 実行委員会形式の負担金・補助金の執行について

県が大きな役割を担っている実行委員会及び協議会に負担金（補助金）を支出している場合、当該負担金が効率的かつ効果的に実施され、所期の行政目的を達成しているかどうかについて監査する。

② 物品等調達事務について

会計検査院の实地検査の指摘に端を発して、本県で実施された不適正支出に係る調査委員会の調査結果及び再発防止策が、平成21年3月に公表され、既に各所属で適正化に向けた取組が実施されている。この取組のうち物品等調達事務の見直し後の状況について、確認することにより改善効果の検証を行う。

③ 公有財産台帳・備品台帳の整備について

資産の保全は、新しい公会計整備に向けた取り組みにおいて重要な視点であり、かつ内部統制の目的の一つとされている。そのため公有財産台帳（土地・建物・工作物・有価証券等）や備品台帳の信頼性が担保される必要があることから、台帳整備の運用状況を監査する。

3 監査実施期間

平成22年11月10日から同年12月20日まで

4 監査対象機関

実地（18所属）及び書面（65所属）により監査を執行した。

所 管 部 局	実地監査	書面監査	所 管 部 局	実地監査	書面監査
知 事 公 室	1		産業・雇用振興部		1
総 務 部	4		農 林 部	4	1
文化観光局		4	土 木 部	7	1
健康福祉部		5	まちづくり推進局	2	
こども家庭局		2	教育委員会		34
医療政策部		3	公安委員会		11
くらし創造部		3	合 計	18	65

※ 実地監査：監査対象機関に出向くなどして、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取することを基本として行う監査

書面監査：監査対象機関に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取して行う監査

5 監査の結果

(1) 部局別指摘事項等件数一覧

区分 所管部局	指摘事項						注意事項						意見	合計
	収入	支出	契約	工事	財産	物品	収入	支出	契約	工事	財産	物品		
知事公室								1	1					2
総務部	1						1					1		3
文化観光局									1			1		2
健康福祉部	1													1
土木部	1	1		1		2	4	1	2				1	13
まちづくり推進局													2	2
教育委員会			1				5	2	1		1	2		12
小計	3	1	1	1		2	10	4	5		1	4		
合計	8						24						3	35

※ 定期監査の結果の取扱基準

1 指摘

監査委員が違法、不当な事項として認め、その改善を求めるもの

- ① 法令等に著しく違反している事項
- ② 故意又は重大な過失による事項
- ③ 著しく不経済な支出及び著しい損害が生じている事項
- ④ 既に、指摘・注意されているが改善の成果が認められない事項

2 注意

監査委員がその事項につき、指摘の内容までは至らないが、重要と認めその改善を求めるもの

3 意見

監査委員がその事項につき、制度の運用及び事務事業の執行方法等について、有効性、経済性、効率性の見地等から、今後見直しの必要があると認め、検討を指示するもの

(2) 指摘等の内容

(ア) 指摘事項

項目		内容	件数	対象所属
収入関係	未収金	生活保護返納金の未収金について	1	中和福祉事務所
	調定事務	道路占用料の算定誤りについて	1	郡山土木事務所
	収納管理	不納欠損処分事務処理について	1	桜井県税事務所
支出関係	会計処理	支出にかかる事務処理について	1	郡山土木事務所
契約	契約事務	委託契約について	1	明日香養護学校
工事	工事	工事費の設計及び積算について	1	桜井土木事務所
物品	物品管理 *	物品購入における事務処理について	2	郡山土木事務所、高田土木事務所
計			8	

(イ) 注意事項

項目		内容	件数	対象所属
収入関係	未収金	河川占用料の未収金について	1	高田土木事務所
		高等学校授業料の未収金について	4	御所実業高等学校、法隆寺国際高等学校、磯城野高等学校、大和広陵高等学校
	調定事務	個人事業税の課税誤りについて	1	高田県税事務所
		道路占用料等の算定誤りについて	3	奈良土木事務所、桜井土木事務所、五條土木事務所
		行政財産使用料の徴収誤りについて	1	奈良高等学校
支出関係	会計処理	支出科目について	2	東京事務所、二階堂養護学校
		委託料の実績確認における内部チェック体制の整備について	1	吉野土木事務所
	給与・手当	通勤手当の支給について	1	登美ヶ丘高等学校
契約	契約事務	随意契約について	2	東京事務所、民俗博物館
		物品購入に係る契約事務について	1	宇陀土木事務所
		契約手続きについて	1	五條土木事務所
		委託契約について	1	明日香養護学校
財産	財産管理 *	建物台帳及び工作物台帳の整理等について	1	奈良西養護学校
物品	物品管理 *	郵便切手の購入について	2	奈良県税事務所、美術館
		備品の現物確認について	1	奈良西養護学校
		年度末の物品購入について	1	二階堂養護学校
計			24	

(ウ) 意見

項目		内容	件数	対象所属
工事	工事	工事の発注・契約方法について	3	公園緑地課、営繕課、奈良土木事務所
計			3	

*印は、H22監査年度における重点項目

(3) 所属別一覧

ア. 本庁

部 局 名	所 属 名	実施年月日	監 査 結 果
まちづくり推進局	公園緑地課	11月24日	工事の発注・契約方法について 工事工期内に追加の関連工事が発生した場合は、原則的には本体工事と1件の一体工事として取り扱い、変更契約で対応すべきであるが、大極殿院修景柵工事について、本庁で契約を行った本体工事（変更後契約金額：約2億4200万円）とは別に、奈良土木事務所において、同一請負業者と追加の関連工事（契約金額：約2000万円）の随意契約を行っていた。 本件のように、修景柵工事の一部に道路事業予算を充当する場合には、その範囲、額等の妥当性を検証したうえで、予め各事業による額の負担割合を定め一体として契約すべきであったと考える。 今後、工事の発注・契約にあたっては、説明責任を十分果たせるよう厳格かつ慎重な事務の執行に努められたい。 （意見）
	営繕課	同上	

イ. 出先機関

部 局 名	所 属 名	実施年月日	監 査 結 果
知事公室	東京事務所	11月12日	支出科目について 予算執行において、不適正な支出科目による支出が認められた。今後は適正な科目で支出すべきである。 （注意事項） 代官山 i スタジオ総合保守点検委託契約について i スタジオの総合保守点検業務について、奈良県契約規則で定める額（100万円）を超える1,365,000円で随意契約を締結していた。 今後契約を締結するにあたり、奈良県契約規則に基づき適正な事務の執行に努めるべきである。 （注意事項）
総務部	奈良県税事務所	11月10日	郵便切手の購入について 郵便切手について、年間使用量に比べ、残高が十分にあるにもかかわらず、年度末に重ねて購入されていた。 購入にあたっては、使用の見込量と残高を十分精査し、必要量を購入すべきである。 （注意事項）*
	高田県税事務所	12月20日	個人事業税の課税誤りについて 個人事業税の課税において、事務処理を誤ったため1件、6,600円の課税の不足が認められた。適正に処理するとともに、今後の事務処理にあたっては誤りが起こらないようチェック体制を検討すべきである。 （注意事項）

	桜井県税事務所	1 2 月 1 5 日	不納欠損処分 of 事務処理について 地方税法第 1 5 条の 7 第 4 項（滞納処分の執行停止後三年経過）及び同法 1 8 条第 1 項（時効）の規定に基づき納税義務が消滅した場合の不納欠損処分において、不納欠損明細書を回覧するだけで、県税事務処理要綱に定められた不納欠損処分伺書による決裁を受けていなかった。 今後は、納税義務が消滅した場合の不納欠損処分においては、県税事務処理要綱を遵守し、適正に処理されるべきである。 (指摘事項)
	吉野県税事務所	1 1 月 1 8 日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
文化観光局	美術館	1 2 月 1 3 日	郵便切手の購入について 書類等の発送について、当初の発送計画により郵便切手を購入したが、宅急便による発送方法の変更により多額の切手が不用となり翌年度へ繰越していた。今後は、発送方法等の検討も含めて、使用の見込量を算定し、必要量を購入すべきである。 (注意事項) *
	民俗博物館	同 上	随意契約について 民俗博物館管理業務委託及び大和民俗公園管理業務委託契約において、指名競争入札による落札者が契約を辞退したことから、早急に委託契約を締結する必要があったため、見積競争を行い、最低価格を提示した業者と随意契約を行っていた。 落札者の契約辞退による随意契約は、落札金額の制限内で行うべきである。また、早急に契約を締結する必要があったとしても、施設管理のための必要最小限の期間を除いて、改めて競争入札を行うなど委託契約の競争性を高めるよう検討すべきである。 (注意事項)
	文化会館	同 上	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	図書情報館	同 上	同 上
健康福祉部 (旧福祉部)	中和福祉事務所	同 上	生活保護返納金の未収金について 生活保護返納金において未収金の増加が認められた。電話、訪問等により未収金の回収に努力されているが、今後も一層収納の促進に努めるべきである。 (指摘事項)
	心身障害者福祉センター	同 上	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	視覚障害者福祉センター	同 上	同 上
	身体障害者更正相談所	同 上	同 上
	登美学園	同 上	同 上
こども家庭局	高田こども家庭相談センター	同 上	同 上
	精華学院	同 上	同 上
医療政策部 (旧健康安全局)	葛城保健所	同 上	同 上
	桜井保健所	同 上	同 上
	薬事研究センター	同 上	同 上

くらし創造部	榎原公苑	12月13日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	女性センター	同上	同上
	食品衛生検査所	同上	同上
産業・雇用振興部（旧商工労働部）	奈良しごとiセンター	同上	同上
農 林 部	北部農林振興事務所	12月17日	同上
	中部農林振興事務所	12月20日	同上
	東部農林振興事務所	11月29日	同上
	南部農林振興事務所	11月16日	同上
	家畜保健衛生所	12月13日	同上
土 木 部	奈良土木事務所	11月24日	<p>道路占用料の算定誤りについて</p> <p>道路占用料の算定において、事務処理を誤ったため1件、250円の調定不足が認められた。適正に処理するとともに、今後の事務処理にあたっては誤りが起こらないようチェック体制を検討すべきである。 (注意事項)</p> <p>工事の発注・契約方法について</p> <p>工事工期内に追加の関連工事が発生した場合は、原則的には本体工事と1件の一体工事として取り扱い、変更契約で対応すべきであるが、大極殿院修景柵工事について、本庁で契約を行った本体工事（変更後契約金額：約2億4200万円）とは別に、奈良土木事務所において、同一請負業者と追加の関連工事（契約金額：約2000万円）の随意契約を行っていた。</p> <p>本件のように、修景柵工事の一部に道路事業予算を充当する場合には、その範囲、額等の妥当性を検証したうえで、予め各事業による額の負担割合を定め一体として契約すべきであったと考える。</p> <p>今後、工事の発注・契約にあたっては、説明責任を十分果たせるよう厳格かつ慎重な事務の執行に努められたい。 (意見)</p>
	郡山土木事務所	12月17日	<p>道路占用料の算定誤りについて</p> <p>道路占用料の算定において、適用する単価を誤ったため約746万円の過大徴収を行っているものが認められた。相手方の指摘により誤りが判明し既に戻出処理が行われたが、今後の占用料の算定においては、前年度調定額との比較や調定決議書に算出根拠を記載するなど事務処理上の誤りを防げるような方策を講じ、実効性のあるチェック体制の充実を図るべきである。 (指摘事項)</p>

			<p>支出にかかる事務処理について</p> <p>平成19年度の役務費の支出において、二重に支払いされていたため、業者からの申し出により、平成21年度で返納されている事案が認められた。担当者による債務の確認と内部のチェックが不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、内部のチェック体制の整備を図り、適正な事務処理に努められたい。(指摘事項)</p> <p>物品購入における事務処理について</p> <p>物品の購入において、物品購入伺書、物品注文書及び物品検査書を作成していないものが認められた。</p> <p>物品購入に際しては物品購入伺書等により決裁をとり、納品確認に際しては物品検査書を作成し適切に検収を行うなど、適正な事務処理を行うべきである。(指摘事項)*</p>
	高田土木事務所	12月20日	<p>河川占用料の未収金について</p> <p>河川占用料について、未収金の増加が認められた。今後も引き続き適切な債権管理に努め、新たな未収金の発生を防止するとともに、未収金の回収に一層積極的に取り組まれたい。(注意事項)</p> <p>物品購入における事務処理について</p> <p>物品の購入において、物品購入伺書、物品注文書及び物品検査書を作成していないものが認められた。</p> <p>物品購入に際しては物品購入伺書等により決済をとり、納品確認に際しては物品検査書を作成し適切に検収を行うなど、適正な事務処理を行うべきである。(指摘事項)*</p>
	桜井土木事務所	11月18日	<p>河川占用料の算定誤りについて</p> <p>河川占用料の算定において、事務処理を誤ったため1件、1,030円の調定不足が認められた。適正に処理するとともに、今後の事務処理にあたっては誤りが起こらないようチェック体制を検討すべきである。(注意事項)</p> <p>工事費の設計及び積算について</p> <p>当該土木事務所が設計し、土木部本課(地域デザイン推進課)において契約手続きを行った工事請負契約において、契約後に工事設計書の積算誤りが判明し、多額な契約金額の減額変更を行っているものが認められた。</p> <p>本課契約の工事請負契約については、土木事務所が設計書を作成・チェックし、本課がそれを設計図書等と照合確認の上、契約手続きを行うものである。本件は、この土木事務所及び土木部本課のチェックにおいて、設計単価を大幅に過大計上した誤りを見落とし、5千万円を超える過大設計となったものである。</p> <p>今後、工事費の設計・積算については、単価や数量を的確に計上するとともに、本課と土木事務所実効性のあるチェック体制を構築すべきである。(指摘事項)</p>

	宇陀土木事務所	11月29日	<p>物品購入にかかる契約事務について</p> <p>年間1,000万円を超える塩化カルシウムの購入において、実態として単価契約により購入しているにもかかわらず、単価契約書を作成していなかった。</p> <p>今後は、地方自治法、奈良県契約規則及び関係通知に基づき、適正な契約事務を行うべきである。 (注意事項)</p>
	吉野土木事務所	12月15日	<p>委託料の実績確認における内部チェック体制の整備について</p> <p>平成19年度、平成20年度における積雪及び凍結時における作業委託実績を集計する際、準備工分を見落としのため未払いとなり、平成21年度に計46件、5,233,583円を過年度支出していた。このことは事務処理を進めるにあたり内部のチェックが不十分であったことから起きたものであるため、今後は内部チェック体制の整備を図り、適正な事務処理に努められたい。 (注意事項)</p>
	五條土木事務所	11月16日	<p>河川占用料の算定誤りについて</p> <p>河川占用料の算定において、事務処理を誤ったため2件、1,490円の調定不足が認められた。適正に処理するとともに、今後の事務処理にあたっては誤りが起こらないようチェック体制を検討すべきである。 (注意事項)</p> <p>契約手続きについて</p> <p>工事請負契約の手続きにおいて、契約期間の始期までに契約締結伺い等の起案及び決裁が行われず、契約を締結しているものが認められた。</p> <p>今後は、会計や文書にかかる関係規定に基づき適正な契約事務を執行すべきである。 (注意事項)</p>
	へりポート管理事務所	12月13日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
教育委員会	教育研究所	同上	同上
	奈良朱雀高等学校	同上	同上
	奈良高等学校	同上	<p>行政財産使用料の徴収誤りについて</p> <p>特別教室にかかる行政財産使用料について、1件、100円の徴収誤りが認められた。</p> <p>今後、事務処理に十分注意するとともに、チェック体制の強化を図られたい。 (注意事項)</p>
	西の京高等学校	同上	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	平城高等学校	同上	同上
	登美ヶ丘高等学校	同上	<p>通勤手当の支給について</p> <p>通勤手当の支給において事務処理を誤ったため、2件、9,716円の過払いが認められた。</p> <p>適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。 (注意事項)</p>
	山辺高等学校	同上	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	生駒高等学校	同上	同上
	奈良北高等学校	同上	同上
	大和中央高等学校	同上	同上

法隆寺国際高等学校	1 2 月 1 3 日	高等学校授業料の未収金について 高等学校授業料において、引き続き未収金の大幅な増加が認められた。滞納者に対する納付指導の徹底・強化と適正な債権管理を行い、未収金のなお一層の収納促進を図るべきである。(注意事項)
添上高等学校	同 上	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
磯城野高等学校	同 上	高等学校授業料の未収金について 高等学校授業料において、未収金の大幅な増加が認められた。滞納者に対する納付指導の徹底・強化と適正な債権管理を行い、未収金のなお一層の収納促進を図るべきである。(注意事項)
樞原高等学校	同 上	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
奈良情報商業高等学校	同 上	同 上
桜井高等学校	同 上	同 上
大宇陀高等学校	同 上	同 上
榛生昇陽高等学校	同 上	同 上
大和広陵高等学校	同 上	高等学校授業料の未収金について 高等学校授業料において、未収金の増加が認められた。滞納者に対する納付指導の徹底・強化と適正な債権管理を行い、未収金のなお一層の収納促進を図るべきである。(注意事項)
高田高等学校	同 上	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
御所実業高等学校	同 上	高等学校授業料の未収金について 高等学校授業料において、未収金の増加が認められた。滞納者に対する納付指導の徹底・強化と適正な債権管理を行い、未収金のなお一層の収納促進を図るべきである。(注意事項)
青翔高等学校	同 上	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
大淀高等学校	同 上	同 上
五條高等学校	同 上	同 上
十津川高等学校	同 上	同 上
盲学校	同 上	同 上
ろう学校	同 上	同 上
奈良養護学校	同 上	同 上
奈良西養護学校	同 上	建物台帳及び工作物台帳の整理等について 平成20年度の学校施設の増改築工事について、公有財産規則に規定する建物台帳及び工作物台帳の整理がされていなかった。 同規則に従い、早急に適切な措置を実施されたい。(注意事項) * 備品の現物確認について 奈良北高校(旧富雄高校)から引き継いだ備品について、書類上の引継ぎに留まり、現物の確認ができていないものが認められた。 現物と備品現在簿等の帳簿との照合は資産管理の基本的な事項であり、資産保全の観点から、早急に現物確認を実施されたい。(注意事項) *

	二階堂養護学校	12月13日	<p>支出科目について 予算執行において、不適正な支出科目による支出が認められた。 今後は適正な科目で支出すべきである。 (注意事項)</p> <p>年度末の物品購入について 平成21年度に購入された消耗品(図書を除く)を調査したところ、年間購入額5,303千円余のうち、3月に2,843千円余(54%)が購入されていた。 物品検査書を確認したところ、検収担当職員と検収担当管理職の2名により物品の納入確認が行われていたが、今後物品の購入にあたっては、年間及び月別の使用量あらかじめ見込み、年度末に集中することがないように、必要に応じて購入するなど計画的に執行すべきである。 また教材物品については、出来る限り早期に購入し、児童・生徒の利用に供するよう検討すべきである。 (注意事項)*</p>
	高等養護学校	同上	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	明日香養護学校	同上	<p>委託契約について 一般廃棄物収集処理業務委託契約の4月分について、事前に支出負担行為決議書による校長までの決裁手続を行うことなく、指名停止の措置がされていた業者に業務を履行させ、当該委託代金について、職員個人が負担していた。 委託契約等において業務処理上の誤りが発生した場合には、その原因と責任を明確にしたうえで、適正な事後対応を決定すべきである。 また、今後はこのような誤りが生じることのないよう、委託契約を締結する際には、十分に事前調査を行い、事前の支出負担行為決議書による校長までの決裁手続を徹底するなど、契約事務を適正に行われたい。 (指摘事項)</p> <p>委託契約について 排水設備保守点検業務委託契約の4月分について、事前に支出負担行為決議書による校長までの決裁手続を行うことなく、業者に業務を履行させていた。 今後は、委託契約を締結する際は、事前の支出負担行為決議書による校長までの決裁手続を徹底するなど、契約事務を適正に行われたい。(注意事項)</p>
	西和養護学校	同上	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	大淀養護学校	同上	同上
公安委員会	奈良警察署	同上	同上
	奈良西警察署	同上	同上
	生駒警察署	同上	同上
	郡山警察署	同上	同上
	西和警察署	同上	同上
	天理警察署	同上	同上
	桜井警察署	同上	同上

	榎原警察署	12月13日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	香芝警察署	同上	同上
	五條警察署	同上	同上
	中吉野警察署	同上	同上

*印は、H22監査年度における重点項目

第2 財政的援助団体等監査

1 監査の実施方針

県が資本金（資本金等）の4分の1以上出資している法人について、出資目的に沿って適正に運営されているか、事業が目的に沿って適正かつ効果的に行われているか、補助金等交付団体について、補助金等の交付目的に沿って効率的、効果的に事業が実施されているか、指定管理者による公の施設の管理について、協定書等に従い適正にかつ効率的、効果的に行われているかなどについて実施した。

2 監査実施団体の概要及び監査の結果

団体名	公立大学法人奈良県立医科大学	実施年月日	平成23年1月21日
-----	----------------	-------	------------

(1) 団体の目的

地方独立行政法人法に基づき、大学を設置し、及びこれを管理することにより、医学、看護学及びこれらの関連領域で活躍できる人材を育成するとともに、国際的に通用する高度の研究と医療を通じて、医学及び看護学の発展を図り、地域社会さらには広く人類の福祉に寄与する。

(2) 財務の状況

貸借対照表

平成22年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 正 味 財 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
固定資産	16,210,528,319	固定負債	3,664,235,334
有形固定資産	15,556,574,276	資産見返負債	1,913,609,709
無形固定資産	604,239,472	長期寄附金債務	36,800,000
投資その他の資産	49,714,571	長期前受受託研究費等	93,172,467
流動資産	5,584,109,715	長期借入金	1,564,650,000
現金及び預金	344,987,027	退職給付引当金	40,120,420
未収学生納付金収入	3,133,030	長期リース債務	15,882,738
未収附属病院収入	4,521,522,908	流動負債	7,303,817,884
その他未収入金	157,437,922	運営費交付金債務	26,259,009
たな卸資産	6,939,142	寄附金債務	1,103,802,652
医薬品及び診療材料	525,947,507	前受受託研究費等	34,053,878
前払費用	24,142,179	前受金	18,212,000
		預り金	121,905,043
		短期借入金	1,100,000,000
		一年以内返済予定長期借入金	309,800,000
		未払金	3,868,886,339
		未払費用	1,352,479
		未払消費税等	8,127,500
		短期リース債務	12,701,875
		賞与引当金	698,717,109
		資本金	20,066,173,000
		資本剰余金	△7,437,435,864
		繰越欠損金	△1,802,152,320
合 計	21,794,638,034	合 計	21,794,638,034

損 益 計 算 書

自 平成21年4月 1日

至 平成22年3月31日

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用	29,748,532,329	経常収益	29,479,992,406
業務費	29,513,683,380	運営費交付金収益	1,497,394,258
一般管理費	196,973,964	授業料収益	476,851,804
財務費用	24,093,452	入学金収益	105,005,000
雑損	13,781,533	検定料収益	15,598,000
臨時損失	1,002,351,455	附属病院収益	25,235,374,685
固定資産除却損	42,794,500	受託研究等収益	378,697,011
過年度減価償却費	946,322,559	寄附金収益	441,830,657
その他臨時損失	13,234,396	補助金等収益	247,258,458
		資産見返負債戻入	918,945,129
		財務収益	104,796
		雑益	162,932,608
		臨時利益	962,199,659
		徴収不能引当金戻入額	970,251
		資産見返運営費交付金等戻入	6,152,732
		資産見返寄附金戻入	13,965
		資産見返物品受贈額戻入	953,779,702
		償却債権取立益	165,500
		その他臨時利益	1,117,509
当期費用合計(a)	30,750,883,784	当期収益合計(b)	30,442,192,065
当期損益差額(b)-(a)	△308,691,719	前期繰越損益差額	△1,493,460,601
次期繰越損益差額(c)-(a)	△1,802,152,320	収益合計(c)	28,948,731,464

(3) 県の財政的援助等の状況

ア 基本財産 建物20,066,173,000円で、全額県の出資

イ 平成21年度の補助金は、次のとおりである。

公立大学法人奈良県立医科大学運営費交付金	1,457,225,000円
総合周産期母子医療センター運営費補助金	23,536,000円
がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金	21,979,000円
第一種感染症指定医療機関運営事業費県費補助金	5,362,000円
第二種感染症指定医療機関運営事業費県費補助金	3,184,000円
災害派遣医療チーム体制整備事業費補助金	1,753,000円
新型インフルエンザ患者入院医療機関人工呼吸器整備事業費補助金	8,610,000円
施設整備事業補助金	20,200,000円
産科医等確保支援事業補助金	1,984,000円

(4) 監査の結果

出資等に係る出納その他の事務の執行は、その目的に沿っておおむね適正に処理されていると認められた。

団体名	財団法人 奈良県中小企業支援センター	実施年月日	平成23年1月20日
-----	-----------------------	-------	------------

(1) 団体の目的

県内中小企業の経営基盤の強化に資する設備の導入、経営課題に対する情報提供、総合相談・診断及び産研学共同体制による産業技術の研究開発に対する支援、また、その他必要な事業を行い、もって創業及び経営革新の促進、ベンチャー企業の創出、下請取引の適正化等県内中小企業及び産業の育成発展に寄与する。

(2) 財務の状況

貸借対照表

平成22年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 正 味 財 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,895,114,991	流動負債	1,342,226,176
現金預金	822,560,012	県借入金	476,947,000
割賦設備	1,461,230,000	その他借入金	688,947,500
割賦販売未収金	109,833,339	割賦設備未払金	9,450,000
割賦設備未収損害賠償金	112,178,654	リース設備未払金	1,730,000
リース料未収金	4,042,338	未払費用	16,887,981
リース未収規定損害金	122,207,738	未払助成金	13,153,082
貸倒引当金	△132,159,856	前受保証料	46,214
未収金	415,508	預り金	4,926,302
立替金	2,520	消費税預り金	103,713,162
未収収益	5,193,628	受託金返還金	11,862,009
未収補助金	1,401,466	補助金返還金	14,562,926
未収受託金	388,180,684	固定負債	5,278,416,410
前払保険料	28,960	県借入金	3,859,449,000
固定資産	4,707,622,755	その他借入金	941,035,000
基本財産	5,000,000	機械類信用保険預り金	34,298,629
特定資産	3,686,866,487	リース信用保険預り金	7,796,257
その他固定資産	1,015,756,268	退職給付引当金	90,270,774
		保険金返還引当金	48,887,858
		損失補償金返還引当金	1,214,270
		共済年金引当金	2,740,400
		債務保証準備引当金	8,302,563
		リース設備引揚準備金	4,575,900
		割賦設備預り保証金	263,857,759
		保証債務	15,988,000
		負債合計	6,620,642,586
		指定正味財産	820,894,370
		一般正味財産	161,200,790
		正味財産合計	982,095,160
合 計	7,602,737,746	合 計	7,602,737,746

収 支 計 算 書

自 平成21年4月 1日

至 平成22年3月31日

(単位：円)

支 出		収 入	
科 目	金 額	科 目	金 額
事業活動支出	1,579,386,073	事業活動収入	1,696,574,134
事業支出	1,499,067,368	基本財産運用収入	29,067
管理費支出	80,318,705	特定資産運用収入	27,801,824
投資活動支出	2,544,329,285	事業収入	816,181,427
特定資産取得支出	2,544,319,285	補助金等収入	850,308,584
その他支出	10,000	雑収入	2,253,232
財務活動支出	983,344,820	投資活動収入	103,213,112
借入金返済支出	983,344,820	特定資産取崩収入	103,213,112
		財務活動収入	3,682,010,000
		借入金収入	3,682,010,000
当期支出合計(a)	5,107,060,178	当期収入合計(b)	5,481,797,246
当期収支差額(b)-(a)	374,737,068	前期繰越収支差額	666,714,034
次期繰越収支差額(c)-(a)	1,041,451,102	収入合計(c)	6,148,511,280

(3) 県の財政的援助等の状況

ア 基本財産5,000,000円で、全額県の出捐

イ 平成21年度の補助金は、次のとおりである。

奈良県中小企業支援センター事業補助金	145,501,809円
奈良県中小企業支援センター専門家派遣事業補助金	169,000円
奈良県新産業創出総合支援事業補助金	27,958,265円
設備資金貸付事業補助金	743,000円

(4) 監査の結果

設備貸与事業における未収金について (注意事項)

設備貸与事業において、未収金の増加が認められた。今後も引き続き適切な債権管理に努め、新たな未収金の発生を防止するとともに、未収金の回収に一層積極的に取り組まれない。

会計規程について (意見)

財団法人奈良県中小企業支援センターの内部規定の一つである「会計規程」において、契約等の内容に関して不十分な点が見受けられた。

当該センターは、県が行う中小企業活性化に向けた主要な事業を実施する等重要な役割を果たしており、その執行にあたり会計規定等は県に準じた厳格な運用をすべきものとする。しかしながら、これらを規定する会計規程に一部不十分な点があるため、県とは異なる事務処理を行っているものが認められた。

県の産業振興施策の一翼を担う機関として、今後県の規定に準拠した会計規程等を整備し、それに基づき一層適正な事務の執行に努められたい。

団体名	財団法人なら・シルクロード博 記念国際交流財団	実施年月日	平成23年1月18日
-----	----------------------------	-------	------------

(1) 団体の目的

なら・シルクロード博の成果を生かし、奈良県の中核的な国際交流組織として、国内外の文化学術等の交流及び国際親善に関する事業等を行い、県民の広い参加による国際文化交流及び国際協力活動を促進し、もって国の内外に開かれた「国際文化観光・平和県」の実現に寄与する。

(2) 財務の状況

貸借対照表

平成22年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 正 味 財 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	45,067,128	流動負債	9,736,074
現金預金	44,785,260	未払金	9,655,033
前払金	279,830	預り金	81,041
未収金	2,038	負債合計	9,736,074
固定資産	2,011,190,764	正味財産	2,046,521,818
基本財産	2,010,880,000	(うち基本財産)	2,010,880,000
電話加入権	224,952		
什器備品	85,812		
合 計	2,056,257,892	合 計	2,056,257,892

収支計算書

自 平成21年4月 1日

至 平成22年3月31日

(単位：円)

支 出		収 入	
科 目	金 額	科 目	金 額
総務管理費	22,946,300	補助金等収入	65,048,841
理事会等運営費	31,200	補助金収入	60,979,822
人事管理費	16,644,004	受託事業収入	4,069,019
事務局運営費	5,082,198	基本財産収入	0
事務所管理費	1,188,898	分担金収入	143,444
事業費	57,890,715	基本財産運用収入	19,148,782
事業人件費	29,780,907	雑収入	223,344
国際交流事業費	19,036,632		
奈良公園シルクロード交流館管 理運営事業費	5,004,157		
奈良国際研修館管理運営費	4,069,019		
基本財産繰入金	0		
予備費	0		
当期支出合計(a)	80,837,015	当期収入合計(b)	84,564,411
当期収支差額(b)-(a)	3,727,396	前期繰越収支差額	31,603,658
次期繰越収支差額(c)-(a)	35,331,054	収入合計(c)	116,168,069

(3) 県の財政的援助等の状況

ア 基本財産2,010,880,000円のうち1,510,975,832円(75.1%)を出捐

イ 平成21年度の補助金は、次のとおりである。

財団法人なら・シルクロード博記念国際交流財団補助金 60,979,822円

(4) 監査の結果

出資等に係る出納その他の事務の執行は、その目的に沿っておおむね適正に処理されていると認められた。

団体名	財団法人 奈良県暴力団追放県民センター	実施年月日	平成23年1月14日
-----	------------------------	-------	------------

(1) 団体の目的

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条の2第2項の規定に基づき、暴力団員による不当な行為を予防するための広報活動を推進し、暴力団員による不当な行為についての相談事業を行うとともに、暴力団員による不当な行為の被害者の救援を行うこと等により、暴力団員による不当な行為を防止及びこれによる被害の救済を図ることを目的とする。

(2) 財務の状況

貸借対照表

平成22年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負債及び正味財産	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	6,050,151	流動負債	2,298,148
現金預金	6,032,014	前受会費	10,000
前払金	9,880	預り金	168,558
前払費用	3,300	仮受金	2,119,590
仮払金	4,957	固定負債	4,855,911
固定資産	787,087,991	退職給付引当金	4,855,911
基本財産	768,510,000	負債合計	7,154,059
特定資産	16,855,911	指定正味財産	0
その他固定資産	1,722,080	一般正味財産	785,984,083
		正味財産合計	785,984,083
合 計	793,138,142	合 計	793,138,142

収支計算書

自 平成21年4月 1日

至 平成22年3月31日

(単位：円)

支 出		収 入	
科 目	金 額	科 目	金 額
事業活動支出	31,553,586	事業活動収入	37,023,503
事業費支出	18,817,945	基本財産運用収入	16,928,111
管理費支出	12,735,641	事業収入	606,000
投資活動支出	17,575,187	補助金等収入	10,453,410
基本財産取得支出	13,053,750	賛助金・寄付金等収入	8,825,000
特定資産取得支出	2,622,507	雑収入	210,982
固定資産取得支出	1,898,930	投資活動収入	13,123,750
		有価証券売却収入	70,000
		投資有価証券売却収入	0
		基本財産取崩収入	13,053,750
当期支出合計(a)	49,128,773	当期収入合計(b)	50,147,253
当期収支差額(b)-(a)	1,018,480	前期繰越収支差額	2,733,523
次期繰越収支差額(c)-(a)	3,752,003	収入合計(c)	52,880,776

(3) 県の財政的援助等の状況

ア 基本財産768,510,000円のうち561,800,000円(73.1%)を出捐

イ 平成21年度の補助金は、次のとおりである。

財団法人奈良県暴力団追放県民センター事業補助金	10,453,410円
-------------------------	-------------

(4) 監査の結果

基本財産の運用について(意見)

基本財産の運用において、仕組債等の有価証券で運用されているものがあつた。その内、30年満期で1億円の仕組債の運用が認められた。仕組債については、為替の変動等により金利が低下したり、中途換金において元本が保証されないなどのリスクが伴っている。

(財)奈良県暴力団追放県民センター寄附行為においては、「基本財産のうち、現金は確実な金融機関に預け入れ、若しくは信託銀行に信託し、又は国債、公募その他確実な有価証券に替えて保管しなければならない。」となっており、基本財産の運用については、より慎重に検討されることが望まれる。

また、平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せで定められた「平成16年会計基準」によると、満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益などは、財務諸表の注記事項とされており、今後は注記が必要と考える。

団体名	財団法人 奈良県交通遺児等援護会	実施年月日	平成23年1月12日
-----	---------------------	-------	------------

(1) 団体の目的

交通又は自然災害により、父又は母等を失った児童の健全な育成及びその福祉の増進を図ることを目的とする。

(2) 財務の状況

貸借対照表

平成22年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 正 味 財 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	19,031,403	流動負債	0
現金預金	13,093,274	固定負債	0
有価証券	3,551,129		
その他流動資産	2,387,000		
固定資産	112,000,000		
基本財産	111,000,000		
その他固定資産	1,000,000	正味財産合計	131,031,403
合 計	131,031,403	合 計	131,031,403

収 支 計 算 書

自 平成21年4月 1日

至 平成22年3月31日

(単位：円)

支 出		収 入	
科 目	金 額	科 目	金 額
事業費	3,075,910	基本財産運用収入	1,484,000
助成金支出	1,100,000	雑収入	21,531
負担金支出	600,000	補助金等収入	0
事務費	375,910	寄付金収入	2,038,454
基本財産編入	1,000,000		
当期支出合計(a)	3,075,910	当期収入合計(b)	3,543,985
当期収支差額(b)-(a)	468,075	前期繰越収支差額	129,563,328
次期繰越収支差額(c)-(a)	130,031,403	収入合計(c)	133,107,313

※ 貸借対照表の合計額131,031,403円と収支計算書の次期繰越収支差額130,031,403円の差額1,000,000円については、基本財産編入によるもの。

(3) 県の財政的援助等の状況

ア 基本財産111,000,000円のうち64,010,000円(57.7%)を出捐

(4) 監査の結果

図書券の在庫管理について(指摘事項)

交通遺児及び自然災害遺児に対する激励金と併せて給付している図書券について、実在庫数が帳簿在庫数より1,040枚(500円券、520,000円相当分)多く、資産

への計上漏れが認められた。

図書券は団体からの寄付により取得したもので、平成13年度までは簿外資産として取り扱いされていたが、平成14年度から当該法人の資産に計上されることになり、その際、在庫枚数の確認を誤ったため、計上漏れが発生したものと考えられる。

資産への計上漏れについて適正に処理するとともに、今後は定期的に実地棚卸しを行い、在庫管理を徹底すべきである。

団体名	社団法人奈良県肉用子牛価格安定基金協会	実施年月日	平成23年1月14日
-----	---------------------	-------	------------

(1) 団体の目的

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）に基づき、肉用子牛の生産者に対し、生産者補給金を交付すること等により、肉用子牛の生産及び価格の安定を図り、もって肉用牛生産経営の健全な発展に資することを目的とする。

(2) 財務の状況

貸借対照表

平成22年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 正 味 財 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,962,855	流動負債	1,830,326
現金預金	258,101	未払金	1,707,781
未収金	2,704,754	預り金	47,020
固定資産	188,874,742	仮受金	75,525
基本財産	60,080,000	固定負債	0
特定資産	124,744,742	基金	0
其他固定資産	4,050,000	生産者積立金	0
		負債合計	1,830,326
		指定正味財産	182,143,243
		一般正味財産	7,864,028
		正味財産合計	190,007,271
合 計	191,837,597	合 計	191,837,597

収支計算書

自 平成21年4月 1日

至 平成22年3月31日

(単位：円)

支 出		収 入	
科 目	金 額	科 目	金 額
事業活動支出	23,229,512	事業活動収入	25,969,563
補助事業費支出	11,571,147	基本財産運用収入	299,635
管理費支出	781,150	特定資産運用収入	580,497
繰入金支出	10,877,215	事業収入	540,800
雑支出	0	補助金等収入	13,238,707
投資活動支出	11,265,343	積立金収入	381,564
特定預金支出	11,215,343	雑収入	1,145
固定資産取得支出	50,000	基本財産受取収入	50,000
財務活動支出	0	繰入金収入	10,877,215
		投資活動収入	8,899,883
		特定資産取崩収入	8,899,883
		財務活動収入	0
当期支出合計(a)	34,494,855	当期収入合計(b)	34,869,446
当期収支差額(b)-(a)	374,591	前期繰越収支差額	757,938
次期繰越収支差額(c)-(a)	1,132,529	収入合計(c)	35,627,384

(3) 県の財政的援助等の状況

ア 基本財産60,080,000円のうち30,000,000円(49.9%)を出捐

(4) 監査の結果

出資等に係る出納その他の事務の執行は、その目的に沿っておおむね適正に処理されていると認められた。

団体名	社団法人 奈良県私学退職金資金社団	実施年月日	平成23年1月18日
-----	----------------------	-------	------------

(1) 団体の目的

奈良県における私立学校関係教職員の退職金支給に必要な資金を当該学校の設置者又は団体に交付し、併せて私立学校関係教職員の福祉を増進するために必要な事業を行い、県民教育の振興に寄与する。

(2) 補助金の交付状況

平成21年度の補助金は、次のとおりである。

奈良県私学退職金資金社団補助金	127,188,320円
-----------------	--------------

(3) 監査の結果

補助に係る出納その他の事務の執行は、その目的に沿っておおむね適正に処理されていると認められた。

社団法人奈良県私学退職金資金社団の財務諸表について（意見）

社団法人奈良県私学退職金資金社団については、平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せで定められた「平成16年会計基準」に基づいた財務諸表が作成されていなかった。

法人所管課や補助金交付課にあっては、当該法人が速やかに適切な財務諸表の整備を図るよう指導に努められたい。（所管課：教育委員会企画管理室、補助金交付課：総務部総務課）

団体名	奈良県中小企業団体中央会	実施年月日	平成23年1月14日
-----	--------------	-------	------------

(1) 団体の目的

地区内における中小企業団体（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に定めるところによる。）の組織、事業及び経営の指導並びに連絡その他組合の健全な発達を図るために必要な事業を行い、併せて中小企業振興を図るために必要な事業を行うことを目的とする。

(2) 補助金の交付状況

平成21年度の補助金は、次のとおりである。

奈良県中小企業連携組織対策事業補助金 91,775,335円

(3) 監査の結果

補助に係る出納その他の事務の執行は、その目的に沿っておおむね適正に処理されていると認められた。

団体名	奈良県畜産農業協同組合連合会	実施年月日	平成23年1月21日
-----	----------------	-------	------------

(1) 団体の目的

会員が協同して畜産の生産能率を挙げ、経済状態を改善し、社会的地位を高めることを目的とする。

(2) 補助金の交付状況

平成21年度の補助金は、次のとおりである。

銘柄肉畜流通促進事業補助金	35,155,700円
大和牛生産振興事業補助金	7,200,000円
大和畜産ブランド推進事業補助金	2,715,000円
協定直売所「地の味 土の香」統一店舗看板設置補助金	55,125円

(3) 監査の結果

補助に係る出納その他の事務の執行は、その目的に沿っておおむね適正に処理されていると認められた。

団体名	関西美建・今西酒造グループ	実施年月日	平成23年1月12日
-----	---------------	-------	------------

(1) 公の施設の指定管理の状況

- ア 公の施設名 国際奈良学セミナーハウス、吉城園
- イ 指定管理業務の主な内容
- ・国際奈良学セミナーハウスの管理・運営に関すること。
 - ・吉城園の管理・運営に関すること。
- ウ 指定期間 平成21年4月1日～平成24年3月31日
- エ 指定管理委託料 18,900,000円（平成21年度）

(2) 監査の結果

公の施設の管理委託に係る出納その他の事務の執行は、その目的に沿っておおむね適正に処理されていると認められた。

団体名	株式会社サンアメニティ	実施年月日	平成23年1月20日
-----	-------------	-------	------------

(1) 公の施設の指定管理の状況

- ア 公の施設名 第二浄化センタースポーツ広場
イ 指定管理業務の主な内容
・第二浄化センタースポーツ広場の管理・運営に関する事。
ウ 指定期間 平成21年4月1日～平成24年3月31日
エ 指定管理委託料 11,760,000円（平成21年度）

(2) 監査の結果

公の施設の管理委託に係る出納その他の事務の執行は、その目的に沿っておおむね適正に処理されていると認められた。

所管課による指導、監督について（注意事項）

第二浄化センタースポーツ広場の指定管理者は、平成21年度事業実績報告において、運営目標達成度に対する自己評価を行っていなかった。また、利用者満足度調査の結果を業務の運営改善に活用していなかった。

このことに関しては、平成19年度包括外部監査において、「利用者満足度調査の結果をより詳細に分析し、翌年度以降の改善に向けた取組へ結びつけなければならない。」との意見が出されているところである。

今後はより一層の効率的・効果的な施設運営に向けて、指定管理に関する基本協定書の履行指導や平成19年度包括外部監査の意見に沿った指導に努めるべきである。（所管課：下水道課）